

## 第7期 第2回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和元年11月13日（水）15:00～17:00

場所：大宮区役所6階大会議室

### 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 専門部会の取り組みについて
  - (2) 地域部会について
  - (3) 地域生活支援拠点について
3. その他
4. 閉 会

### 配布資料

- ① 第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ② 委員名簿
- ③ 座席表
- ④ 各専門部会の取り組み
- ⑤ 障害者虐待統計表
- ⑥ 医療的ケア児アンケート調査の概要及びアンケート（案）
- ⑦ 地域部会について
- ⑧ さいたま市地域生活支援拠点等の整備に向けて
- ⑨ 障害者生活支援センターの運営法人選定について
- ⑩ 成年後見制度周知啓発セミナーについて
- ⑪ 令和元年台風第19号による市内の状況等について

### 出席者

委 員・・・内田委員、宇土委員、加藤委員、黒田委員、嶋田委員、遅塚会長、  
長岡委員、三石委員、吉野委員  
(欠席者：辻委員、山口（詩）委員、山口（隆）委員)

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、細淵課長補佐、安田係長、林係長、志村主査、  
石垣主任、高橋主事、佐々木主事、大浜主事  
(障害政策課) 永島課長、新藤課長補佐、射場係長

## 1. 開 会

(遅塚会長)

それでは定刻となりましたので「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員9名、欠席委員3名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第26条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市情報公開条例第23条」によりまして原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日6名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を6名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

ここで審議に入ります前に、事務局から説明事項があるということですので、事務局に説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

障害支援課審査指定係長の林でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日の協議会の開催にあたりまして、障害支援課長の西淵から挨拶を申し上げます。

～課長挨拶～

続きまして、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日お配りした資料といたしましては、第2回さいたま市地域生活支援協議会の次第と始まるページでとじられているものと、右肩に「この資料は回収します」と書いてある資料、そして前回会議録の3点でございます。前回会議録につきましては、既に委員の皆様にご承認いただいております。

本日の議題といたしまして、

1. 各部会の取り組みについて
2. 地域部会について
3. 地域生活支援拠点について

また、「その他」として「日中サービス支援型共同生活援助について」、「障害者生活支援センター運営法人選定について」、「成年後見制度周知啓発セミナーについて」、「台風19号の被害について」御報告させていただきます。

本日は、各項目の取り組み状況に関する報告がメインになるかと存じますが、自由な御意見等頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。遅塚会長、よろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。皆さん資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、ここから議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の議題1ですが、各部会からの報告となります。こちらは事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは議題1「各部会の取り組みについて」御説明いたします。地域自立支援協議会におきましては、各分野のより詳細な内容については専門部会やワーキングチームにおいて協議検討を進めております。資料に従って各部会における取り組み内容を順次御報告いたします。

#### 【地域生活支援部会】

まず、地域生活支援部会の取り組みについて御説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。これまで地域生活支援部会では、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの事業として「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業」について検討を進めてまいりました。

今年度からは見沼区と緑区においてモデル事業の実施を開始いたしました。モデル事業要綱においては、事業そのものについて「未受診・医療中断等の理由により日常生活に困難が生じている精神障害者及びその家族等を対象に行う保健、医療及び福祉分野からなる多職種による訪問等支援」として定義づけを行っています。そのため、医療機関受診につなげることにのみとらわれず、まずは日常生活の困難を解きほぐすことを主眼としています。時間をかけてゆるやかに障害者本人との関係性づくりを行い、その後の生活支援にステップアップできるよう訪問支援を重ねております。11月7日の地域生活支援部会ワーキングでは、途中経過の事例報告を行い、出席委員からも「従来の保健型支援と異なる、新たな試みである」との評価をいただいたところです。

今後も、事例を重ねる中で翌年度以降の事業展開に向けた検討を行いたいと考えております。また、地域の支援者を対象として、訪問支援における相談援助技術向上のための研修を、今年度も継続して実施しております。

続いて、精神科病院長期入院者への地域移行に関する部分です。精神障害者を支える地域包括ケアシステムにおいては、精神科病院への長期入院者が地域での生活を送るための支援の充実に向けた取り組みも行っております。資料の5ページから9ページをご覧ください。昨年度から今年度にかけて、長期入院されている方々への聞き取り調査を行っております。御本人の体調や生活状況、退院への意向などについての聞き取りを行いましたので、今後これらの調査結果を活用して、地域移行に向けた支援を進めて参りたいと考えております。

地域生活支援部会からの報告は以上です。

#### 【障害者虐待防止部会】

続いて、障害者虐待防止部会の取り組みについて御報告いたします。資料 10 ページをご覧ください。

今年度は、支援拒否や、高齢者と障害者の同居であるなどの多問題家族であること等を理由に、支援に繋がっていない障害者の支援について検討を行っています。まず、今後の検討を進めるにあたり、行政の立場として虐待対応することの現状を把握するため、今年度の5月に、事務局と障害者虐待防止部会の行政職員とで庁内ワーキングを実施いたしました。

次に、8月22日に開催した第1回障害者虐待防止部会では、支援課と障害者生活支援センターが行っている「繋がり支援」という取り組みを基に、支援に繋がるのが難しいケースの事例検討を行いました。「繋がり支援」とは、さいたま市内で、社会との繋がりがなく地域で孤立している障害のある人や家族の実態を把握するとともに、各地域で不足している社会資源や支援体制について見直し、更に連携強化に繋がるよう支援体制をつくることを目的とした取り組みです。部会では、学校に通えず家庭に引きこもっているお子さんを、教育・医療・地域の福祉サービスが連携し、学校に通えるようになるまで支援を繋げることができた事例などを扱いました。

また、11ページから32ページまでに、平成30年度の本市の障害者虐待統計表を載せております。こちらは、平成30年度中に相談・通報がありました虐待事案について、虐待者を養護者、障害者福祉施設従事者、使用者、その他の4つに分類し、それぞれについて集計したものとなっております。

最後の32ページに、さいたま市における障害者虐待に関する相談・通報件数の推移を示しております。4つの分類の合計件数は年々増加しておりますが、養護者による虐待の相談・通報件数は減少している結果となりました。しかし昨年同様、施設従事者による虐待の相談・通報件数は増加しておりますので、本市といたしましても、引き続き施設従事者向けの研修の開催や、適正な指導を実施し障害者の権利擁護の更なる推進に努めてまいりたいと存じますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

障害者虐待防止部会からは以上です。

#### 【相談支援部会】

続いて、相談支援部会の取り組みについて御説明いたします。

資料の33ページをご覧ください。今年度の相談支援部会は、岩槻区での地域部会実施、地域部会の追加設置区についての検討、3か所目の基幹相談支援センター設置箇所の検討が取り組み目標となっております。岩槻区で開催された地域部会については後ほど御報告させていただきます。

引き続き、地域部会の追加設置区についてです。岩槻区に続く地域部会の設置区については、令和2年度に2地域での設置を目標としております。地域部会の設置に向けては、地域の事業者間の関係性が重要となることから、事務局において事業者間ネットワーク構築を目的とした各区独自の取り組みについて調査を行っているところです。今般地域部会を設置した岩槻区以外に、中央区・桜区では以前からネットワーク会議を開催しております。

また、南区においても11月11日に第1回のネットワーク会議を開催したところです。この他に、西区においても事業所勉強会を定期的実施しております。さらに、北区においてはかねてから相談支援事業所の連絡会議から派生して居宅や児童などの部門ごとに会議を開催しております。

今後は、これらの取り組みを地域部会に発展させる形を目指して参りたいと考えております。

続いて、3か所目の基幹相談支援センターについてです。現在、基幹相談支援センターは中央区と南区の2ヶ所に設置しておりますが、来年度に3か所目を設置することとしております。

資料の34ページ、35ページをご覧ください。これまで基幹相談支援センターについては、資料のような観点から設置箇所についての検討を進めて参りましたが、地域部会の設置を進めるため、先進的に取り組みを行っている岩槻区障害者生活支援センターを基幹相談支援センターと位置づけ、各地域への地域部会設置に向けた指導役としての機能を付加してまいりたいと考えております。

相談支援部会からは以上です。

#### 【子ども部会】

続いて、子ども部会の取り組みを御報告します。

資料36ページをご覧ください。子ども部会では、医療技術の進歩などを背景に、たん吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に向けた議論を行っています。今年の8月29日に開催した第1回子ども部会では、現状と課題の把握を目的とした医療的ケア児の実態調査を実施するために、アンケート票の調査項目を検討しました。調査の詳細については、次のページ以降に載せております。

まず、資料37ページをご覧ください。本調査の趣旨は、「医療的ケアが必要なお子様が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、保育等の支援を受けられるようになるための、検討の基礎資料として、支援の実態や日頃の様子をお伺いする調査」となっております。

続きまして、「2. 調査内容」の「(1) 調査対象者」ですが、さいたま市在住で、県内特別支援学校に在籍しており、かつ、自宅等で日常的に医療的ケアを必要とする、その2点両方に該当するお子様としております。

具体的な調査方法につきましては、次のページ、38ページの、一番下の表をご覧ください。この本協議会が終了後、各特別支援学校に調査票を配り、学校の教諭をとおして調査対象児童の保護者等にアンケートを配布していただきます。調査時期は来年1月から2月末までとし、回答いただいたアンケートは返信用封筒を用いて直接事務局にお送りいただきます。なお、本調査は匿名で御協力いただくものとなっておりますが、調査結果資料は個人が特定できない形で活用させていただく予定です。

アンケート調査票の案を、次の 39 ページから 44 ページまでの、6 ページに渡り載せております。冒頭ページで保護者へ調査の目的や対象について説明をし、次のページから、お子様の医療的ケアの実施状況やサービスの利用状況、学校への通学状況等を伺う項目となっております。最後では、各設問で拾いきれない事項について、自由記載欄というかたちで情報収集できればと考えております。

4つの専門部会の報告は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の報告に関しまして、何か御意見や御質問等ございますか。実際に関わっている委員の方で、追加や補足をしたいなどでも構いませんので、何かあればお話しいただければと思います。

(黒田委員)

前にも聞いたかもしれませんが、確認です。39 ページの医療的ケア児の調査ですが、今回①、②に該当するお子さんに回答していただくことで、その年代の市内の医療的ケアが必要なお子様が全員網羅されるのでしょうか。これに入らない方はいらっしゃいますか。

(吉野委員)

県外の学校に通われているお子さんはいらっしゃいますか。

(事務局)

県外はいらっしゃる可能性はありますが、今回は県内のみで調査させていただいております。

(吉野委員)

在籍しているお子さんは訪問籍は含まれますか。

(事務局)

対象でございます。

(吉野委員)

先生から御家庭に渡すということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(遅塚会長)

前から対象者のことは話題に出ている、本来はもっと広い範囲で調査すべきかもしれませんが、今回は在籍児童に絞って行うということだったと思います。在籍している児童は把握できるけど、色々な事情で対象に入っていない児童はどうしてもいるし、今後の調査で把握していくのかなと思います。

(吉野委員)

特別支援学校に在籍ということですが現在何人いらっしゃいますか。

(事務局)

概算で合計 1,200～1,300 名と把握しております。その中で調査対象と思われない方は、アンケート調査票の最初のページで「アンケートに回答しない」というチェック項目を設け、ここではじくようなかたちとなります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。市外から久美学園に入所されている方で、浦和特別支援学校に通っていらっしゃる方は対象となりますか。住民票を移している方もいらっしゃいますよね。

(事務局)

市内に住民票があれば対象になるかと思います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

ひとまず先に進んでいただいて、また何かあれば御質問いただければと思います。

続いて、議題2「地域部会について」も事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは議題2「地域部会について」御説明いたします。

資料の53ページをご覧ください。岩槻区の地域部会は、10月8日に第1回の会議を開催いたしました。資料のとおり、岩槻区においては従来から相談支援連絡会や顔の見えるネットワーク会議に加えて、支援内容が共通する事業所同士ではたらく部会・くらす部会・こども部会・居宅さぽりと部会の会議を設置しております。

地域部会のメンバーとして、これら既存の会議から人選を進めていただき、これまで各会議で議論を行った岩槻区の課題や目指す姿について、各会議の代表から発表していただき、情報共有を行ったところです。

また、引き続いてのグループワークでは、共有された情報をもとにそれぞれの事業所の実

情についてより具体的な意見交換が行われております。

グループワークにおいては、事業所ごとでの支援や研修などには限界があるため、複数事業所が共同で勉強会を行うなどネットワークを強化して支援の向上を図りたいとの意見が多く見られました。

今後は、年度内に第2回の会議を予定しておりますので、引き続き本協議会において報告を行いたいと考えております。

岩槻区地域部会の実施報告は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。地域部会第1回目が開かれたということで、御質問などあればお願いします。長岡さんから追加説明などあれば。

(長岡委員)

社会福祉法人ささの会の長岡です。

岩槻区の支援センターは私どもの法人で受託しております。地域部会は非常にスムーズにうまくいったなと思っているのですが、何よりも地域の皆さんが前のめりというか、積極的・主体的だったのが大きかったです。私どもの法人が受託する前に県の事業団が支援センターを展開されていて、そのころからネットワーク作りをされていたので、合計で10年ちょっと時間をかけて出来上がっているネットワークです。逆にネットワークを前提としながらの会議だったので、あんなことやってみたいこんなことやってみたいという意見も柔軟に出てきたと感じているところです。

これから地域部会が増えていく中で、その地域ごとにこれまで組み立ててきたネットワークを前提に、そこに合うかたちでの展開をすることになっていくと思います。岩槻区のやり方が他の地域に当てはまるわけではないと思いますが、ひとつ言えるのは、例えば居宅事業所の方たちが行動援護で6時間とかトイレを我慢しなくてはいけないんですとか、そういう声が出てくるんです。現場の非常に生々しいというか、現場感覚な意見というのが。そういう声を本協議会に繋ぐのは岩槻区の現場のモチベーションになっていると思うところですので、頼まれたからやるのではなく、それぞれの区で、現場の方たちが主体的に関われるような進め方を工夫していかなければいけないなど。そのために岩槻区が先行しておりますので、私どもも必要ならばお話をさせていただきます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。私も地域部会に出席させていただき、同業他社というか、事業所間同士の状況って案外見えていないんだなという印象です。第1回目の地域部会でもそうでしたし、その前提であったこれまでの部会でもそうですが、それぞれが行っている日頃の支援をざっくばらんに話を聞けるのは、事業所の方の次に向かうプラスになるのは良か

ったと思います。現場の声が良く聞けてびっくりするという、例えばヘルパーの方が自宅訪問したときに残念ながらお亡くなりになられていて、第一発見者になってしまうと大体夜まで警察に拘束されてしまうけど、その時間のヘルパーさんの給料を誰が払うのかということとか、我々があまり思い付かない話題が出てきてびっくりしました。確かに報酬は発生しないけどヘルパーさんをお無償で働かせるわけにはいかないのです、結局事業所が泣くのかなというところで。色々な話が聞けて良かったです。その中でかつ自分たちで頑張っていく部分と市全体で共有していくものを分けて考えていこうということで、ゆくゆくは地域部会から本協議会に話し合った内容を報告をしていければ、本協議会も盛り上がっていくのではないかと期待を抱いたところです。

よろしければ次の議題について、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは議題3「地域生活支援拠点について」御説明いたします。

資料54ページからが拠点の資料となっております。まず初めに、他市の拠点の整備状況について御説明いたします。資料が前後しますが、62ページをご覧ください。こちらは、国が公開した、平成30年4月1日時点の政令市の拠点整備状況です。合計で13都市が整備済みと回答されており、未整備と回答している政令市も整備を進めているとのことでした。

続いて、本市の整備プロセス、整備方針、今後の方針として、資料59ページをご覧ください。昨年10月、市内入所施設の法人と、拠点に関する意見交換会を実施しました。また、11月には相談支援事業所へのアンケートと意見交換会を実施し、地域課題の優先順位を把握いたしました。今年度からは市内事業所に個別ヒアリングを実施しているところです。

次に、整備類型につきましては、1法人のみに負担が集中しないよう、地域全体で取り組む面的整備を想定しております。

今後の本市の方針といたしましては、基本的に現状の社会資源や制度を活用した上で、検討を進めてまいりたいと考えております。その中で、不足している機能・地域ニーズが高い機能を優先的に、整備してまいりたいと考えております。

60ページをご覧ください。こちらは、国が示している5つの機能を基に、本市の社会資源を整理したものでございます。課題は多岐に渡りますが、既存の取り組みを活用しつつ、不足している機能・地域ニーズが高い機能を優先的に、整備してまいりたいと考えております。

事務局からの報告は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。機能の見える地域生活支援拠点ですが、補足や質問はございますか。

相談支援部会でも基幹相談支援センターと併せて拠点の話もしてきているのですが、機

能は近いということで、地域部会と基幹と拠点の設置は3つ同時に進めていってはどうかという論調が今までありました。先日の相談支援部会のワーキングでは、3つまとめてと言っても地域生活支援拠点は国が色々示しており、色々な機能が入っているけれど、この全てをひとつの法人に背負わせるわけにはいかないし、市全体として考えていかななくてはいけないという部分もあるし、医療的ケアの話とか区単位ではまとまらないこともあることで、これからは機能を細かく具体的に整理した上で、誰が担っていくのかという議論をしないと、単に頼んで受けていただくというのでは推進が難しいという議論が出てきたと思います。

相談支援部会の山路委員の意見をこの場で御紹介させていただくと、資料60ページに書いてあるような5つの機能を拠点で緊急事態に柔軟に頑張ろうという趣旨で作られているように読めるんですけど、ここに書いてあるとおりに各区障害者生活支援センターには緊急時に対応するような体制が既にあるわけで、山路委員から御指摘があったのは、緊急時は対応せざるを得ない状況なのだから対応するのだけれども、緊急事態になる前にそういう人がいるということを地域で把握していく、先ほどのお話にあったようなサービスを受けたことがない方を把握していくことは今の委託業務だけでは多忙で手が回らないし、何があったときのために緊急に保護するといっても、緊急事態に非常に精神的に追い詰められているわけで、緊急事態に対応するのでは遅くて、何かあったときのために日常的に体験とかを積み重ねていき、本当に何か緊急事態があったときにきっちり対応できることが必要なのではないか。でもその部分は今の委託相談では手が回らないので、この地域生活支援拠点というのが新しくまわるようになったらひとつ大きな役割を担えたらどうだろうという話です。

地域生活支援拠点の説明はありましたが、スケジュールはいかがでしょうか。

(事務局)

補足しますと、資料57ページに令和2年度末までのさいたま市障害者総合支援計画の目標値として、整備に向けた検討を行うとしております。国の方も令和2年度末までに、という話もあります。さいたま市につきましても、今年度から実際に会長がおっしゃったような緊急時の対応のみならず、何かしらそうなる前の対応、例えば体験をするなどの場を設けることができないか、市内事業所との個別ヒアリングをしてまいりたいと考えております。

(遅塚会長)

今後相談支援部会など、関係する部会でも細かく必要な機能をなるべく細かく具体的に整理をして、市の中のどの機関が機能を担うのかを考えていければ良いと思います。まだすっきりしている制度でもないので、具体的な検討を進めないといけない時期だと思います。地域生活支援拠点については以上で、改めて全体について何かあればよろしく願いいたします。

それでは、決められた議事は以上となりますが、その他ということで、ひとつ目は日中サービス支援型共同生活援助についてとのことでした。

事務局から御報告をお願いいたします。

## 2. その他

(事務局)

はい、それではその他として何点か御報告させていただきます。

まず「日中サービス支援型共同生活援助」について御報告いたします。資料は右肩に「この資料は回収します」と書いてある資料をご覧ください。

前回の協議会において、本市での日中サービス支援型共同生活援助の運営を希望する法人からの事業説明をいただき、委員の皆様と質疑応答を行っていただいたところです。当日は、時間の限りもありましたので、引き続き書面にて相手方法人と質疑応答を重ねてまいりました。その後、遅塚会長、内田副会長と事務局で指定申請を行う際の留意事項として、資料のとおり自立支援協議会からの意見書を作成いたしました。意見書においては、日中サービス支援型共同生活援助は通常の共同生活援助以上に支援に対する知識・経験が必要となることから、職員の資質向上に向けた努力を促す内容となっております。

今後、指定に向けた手続きを進める形となりますが、指定後も1年に1回以上の定期的な評価を行うこととされておりますので、継続的に御報告をさせていただきます。

日中サービス支援型共同生活援助についての報告は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。前回7月の協議会で事業設置希望者に来ていただいてヒアリングを実施したところでございます。今の御説明のとおり、原案作成については私と内田委員と事務局とで行うことの了解を得て、それでこの資料を作ったのですが、今の御時世で知識・経験・実力のある職員を一気にそろえて事業を行うことは無理ですので、そこまで要求できない代わりに、職員が研修を受けられるようにということと、事業所が地域で色々な事業所や、それこそ地域部会のようなところがあればそのような場に是非参加して支援の質を高めて欲しいという趣旨の内容でございます。それで、裏面の参考事項ということで、研修や事業団体の案内を載せ、他の団体や機関との情報交換をしてくださいということを調べた範囲で載せさせていただきました。

また、最低年1回以上のフォローアップとして協議会で評価を受けるということで、それに応じてオープン当初は半年に1回などでも可能だと思います。その辺りはこれから指定に対する市としての回答をするときに一緒に伝えれば良いかなと思っています。この件について御質問など、率直な御意見がありましたらお願いします。全国的にハイペースに設置している法人ですが、利用者のためになる事業所作りができるようお手伝いできればと思っています。

(加藤委員)

指定を出すということは市から補助金が出るということですよね。

(遅塚会長)

障害者総合支援法の障害福祉サービスとしての指定を受けると、契約で利用者がグループホームに入居された場合には、厳密には本人の手に渡ってから事業所に行くのですが、実際は市から事業所に月にいくらかというお金が入るといことです。

(長岡委員)

生活支援センターの見守りというか、継続的な関わりというのは期待できるのでしょうか。

(遅塚会長)

私が答える立場ではないですが、指定特定というのは、利用者の計画相談を支援する立場なので、その方が計画相談の利用者として、この法人のグループホームを利用しないと関りがないのですよね。ただ、委託相談は岩槻の地域部会みたいに地域の活動をやっておられるから、そういうところに出てきてくださいみたいにして関わるという、委託相談として関わることは可能だと思います。くどいようですが、計画相談をやっていて、自分の事業所の利用者でない人に口を出すのは少し厳しいと思います。

(事務局)

必ずではないですが、地域のネットワーク作りの中で、今回でしたら設置区が見沼区となっているので、見沼区の相談支援体制の中でお声がけをして、ネットワークに取り込んでいくことになろうかと思います。

(遅塚会長)

そうですね、見沼区の支援課とも調整が必要そうです。

よろしければ、次のその他説明に進みたいと思います。

(事務局)

続きまして、「障害者生活支援センター運営法人選定」について御報告いたします。

資料 63 ページをご覧ください。障害者生活支援センターは身近な相談機関として、障害者やその関係者からの暮らし全般に関する相談を受け付けております。これまで、その業務内容の性質から担当の相談員に継続して相談ができる体制を重視し、平成 26 年度以降は運営法人の変更を伴わない形で業務委託を行っております。

一方で、平成26年度当時と比較すると相談支援の事業所数も増加していることから機会平等の観点も重要となります。また、相談支援部会においても、支援の質の評価の面で御意見をいただいていたことから、契約方法の変更について検討を行いました。

その結果、令和2年度以降の障害者生活支援センター業務委託については、従来どおりの一者随意契約から、プロポーザル方式を採用して事業者からの企画提案に基づいて運営法人の選定を行うことといたしました。

今後、プロポーザルの結果として、支援センター運営法人の変更が生じた際には、引継ぎなどを丁寧に行い支援の継続性に万全を期して参りたいと考えております。

障害者生活支援センターの運営法人選定についての報告は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。前回の相談支援部会でも話がありました、時期の問題について、事務局から補足していただけますか。年度当初からはスタートが難しいかもしれないという話があったかと思います。

(事務局)

令和2年度の予算確定はまだ確定しておりませんので表現が難しいのですが、可能な範囲でお答えできればと思います。

市役所では会計年度の独立の原則がございまして、必ずその年度に原則的には会計が終わるということです。ところが、令和2年度の予算が成立してから来年度に向けたプロポーザルを行うとなると、スケジュール的には2～3月のギリギリに法人が決まるということになりますので、受託法人の変更が令和元年度中に生じた場合には、十分な引継ぎ期間を設けられず新年度を迎えることとなります。相談支援を受けている方々の受益の観点からお答えしますと、令和2年度開始と言っても年度当初からではなく、半年程度の期間を設けてプロポーザルを行い、下半期から新たな契約法人が受任のもと、業務を実施するという検討が進んでおります。

(遅塚会長)

予算が確定するのは最後の2、3月議会で、その後動き出すとなるとどうしても委託先が決まるのがギリギリになってしまいます。受託先が継続する分には何ら問題ないですが、もし違うところへ変わった場合、3月末の引継ぎでは不十分で住民の不利益になるような事態は避けたいと考え、募集後引継ぎ期間を2～3ヶ月設けた来年度の下半期からとし、ある程度余裕を持って進めることができるという趣旨だと思います。ただ、事業所の立場としては4月から9月いっぱい現在の法人にお願いをして、10月1日からは受けられるかどうかプロポーザルの結果次第となるので、場合によっては10月から事業を継続できないとなると、事業所にとってはきつい面もあると思います。4月年度当初から移る場合もき

ついの同じですけど。住民の利便性をとって、このようなスケジュールだと思います。難しいところではありますが。来年度以上も受けたかったらプロポーザルの書類を一生懸命作らなければならず、ただ今の御時世ずっと随意契約を続けるのが難しいのは事実なので、受託している以上はどこかの節目で評価されるのは仕方がないと思います。

(黒田委員)

参考までに教えてください。他の自治体の状況を聞かれることがあると思いますが。今のお話だと、近隣の政令市の状況を教えてください。

(事務局)

他市も実施している状況です。建設工事のプロポーザルとは異なりますので、価格というより提案事項を重視して他市では行っていると聞いています。

(宇土委員)

プロポーザルとなれば複数年度の契約だと思いますが、何年契約なのかと、点数付けをする相談機関を競い合うということで、点数付けは難しいですね。その辺り可能な範囲で教えていただければ。

(事務局)

期間的なものは予算が確定するまでは申し上げにくいのですが、事務局としましては5年に1度はプロポーザルを実施するようなスキームで考えております。また、プロポーザルの評価項目ですが、通常ですと建設工事だと市内企業を使うとか、こんなことは安くやりますという提案をしてもらうことになりますが、今回の場合は支援のネットワークや相談支援を行うにあたっての調整機能を果たしているかという点を評価項目に加えていきたいですし、障害者支援のプロポーザルですので、障害者の方を良く熟知している法人に受けていただきたいという観点から、障害者の雇用率や法人の中の障害者の方の状況がどのようになっているのかという点を、まだ検討段階ですが、考えているところです。

(遅塚会長)

前回プロポーザルを実施したのは制度が始まる時ですね。前回やったときの評価項目は、法人として手を挙げるので、法人としての適格性、法人としてしっかりしているか、どういう事業をこれまで取り組んでいたのかとか、こういう職員を配置するとか、新規のところであればうちはこういう場所でセンターを開所したいとか、こういう運営方針だとか、個人情報管理についてだとか。これは確定ではないですが、相談支援部会で出ているのは、既に運営しているところは現状として適正に運営されているのかなどは評価されるべきという意見は出ています。ただ、評価するってどうするの、という話なのですが。今後議論が

必要ではありますが、そのような点で評価していくのかなという話です。ただまだ細かく内容が決まっているわけではないですが、基本的には法人自体に関するのと、この事業をどのように進めるのかということになるかと思います。

(長岡委員)

契約期間の話がありました。前回相談支援部会の資料は細かくて分かりやすかったです。本協議会は1枚だけだとイメージが湧かないというか、記憶を辿ると本協議会で協議して、そこで最終的に確定のかなと思ったのですが、これは市として決まったことを報告していただいているんですね。

(事務局)

市の業務委託については市の行政の執行行為なので、報告というかたちにしております。

(長岡委員)

そうすると、ここで意見を出す段階ではないということでしょうか。

(事務局)

本日いただいた意見も参考にしながら今後の方針を決めていきたいと考えています。

(遅塚会長)

役所の契約行為だから役所が責任を持って行うという話だと思います。ただ、中身が相談支援についてだから、部会や協議会で進捗を報告してもらえ、それに対する意見を言う機会もあるという関係だと思います。

(長岡委員)

この前の相談支援部会の資料をもとに事務局で協議が進んでいると思うのですが、評価基準や評価会議や色々な意見が出たと思います。先ほどありました、他の政令市だと自立支援協議会の枠を活用して評価していたり、色々な方法があるのだと思うのですが、その辺りについて支障がない範囲で相談支援部会のあとどうなったのかを教えてください。それと、事業所への周知のタイミングも教えてください。まだ正式に通達されているものではないですね。

(事務局)

プロポーザルだと競合が生じ得ますので、事業所への説明にあたりましては、例えば競争の前提になる評価項目・条件・契約期間など、今受託されている法人に先に細かく説明するのは難しいかなと思います。ただし、来年度以降のプロポーザルの相談されている方の受益

の観点から言うと、4月スタートは厳しいだろうから、10月以降で考えるというスケジュール出しを法人の方にはできると考えています。ニュアンスをひとつ間違えると、既存の法人と新規の法人の差が出てしまうので、そこは気を付けたいと考えています。

(加藤委員)

専門的な立場ではなく親の立場なのですが、事業所を判定する場合に、表向きにすごく法人として評価が高く、事業を拓げているのだけれど、保護者としては困るというぐらい立派にやられておるところもあります。そのようなところは、これ以上ここには無理かな、というところも考慮して欲しいです。それは新しいところでも、実績があるから、いっぱいやってるから、ではなく。そこが利用者として悩んでいるところでもあるので、考慮して頂きたいです。

事業拡大できる法人はどんどん広げていくと思うのですが、保護者からみても無理だなと思うぐらい法人内が。申し上げにくいのですが、事業が広がれば慣れた職員が今いる現場を離れなければいけなくなりますし、保護者としては思うところがあります。そういうところが立派だからといって受託されるのは親として困るなと思いました。

(遅塚会長)

良く分かりました。ただ、立派だから駄目だと市がはじくのは難しいですよ。

(加藤委員)

ただ、利用者ファーストではないですが、事業展開が早いと中が大変になるんですよ。

(黒田委員)

どういう評価がよろしいでしょうかね。

(遅塚会長)

安定しているところと不安定なところがきたら、どうしても安定なところが高い評価になってしまいますよね。

(加藤委員)

そういうところが考慮されると良いなという話です。結局無理な事業運営をしているのであれば、しっかりしていないところと同じですよ。

(遅塚会長)

書類審査では背伸びしているかどうかまでは読み取れないですよ。作文が上手ければもう分からないというのが正直なところ。行政から見てもあまり急激に拡大している

と「大丈夫？」というのはあると思います。大きな法人だから駄目、というのではないと思います。相談支援だけの事業だと経営が安定しない性質があるので、ある程度本体がしっかりしないと相談支援を行うのが難しいです。そういう意味ではある程度しっかりした法人でないと、というのがあります。

(加藤委員)

どうしても職員が兼務になってしまうのですよね。お金にならない業務ほど兼務になってしまっていて。

(遅塚会長)

1件いくらという相談ではなく、市から年間金額がもらえますので、仕事は大変ですが指定特定より職員を専任しやすいのはあると思います。行政として配慮できる部分、できない部分があると思いますが、当事者の生の声として御配慮いただきたいです。

(長岡委員)

本日の情報の出し方だと、相談支援部会じゃない方に見たら少し意見が出しにくい状況だったと思ったところです。

(遅塚会長)

そうですね。相談支援部会でない相談の方もこの場にいらっしゃいますので。新しく手を挙げるところの公平性は大切に、行政の理念ですからその点は御理解いただいて、今回は特別な事業として4月1日以降も今事業を行っている法人に随意契約でお願いしなきゃいけないという説明と、プロポーザルで落ちてしまった法人は来年9月までのお金しか入らないから、その時点で人事を動かさなければいけないという意味では、今受託している法人に今のうちに周知しておかないと来年度の事業計画に影響していくため、早めにしっかりとお伝えいただかないと来年度の準備ができないのではないかという危惧はあります。公平性を考慮しつつ、そのあたりは気を付けなければいけないと思うので然るべきタイミングでお伝えいただければと思います。現受託者は法人持ち出しがあっても仕方ないという気持ちで行っていただいているわけなので、受託されている法人に過不足なく情報を伝達していただければありがたいと思います。

(長岡委員)

併せてですが、地域部会も期間も拠点も、今後令和2年度末までに拠点をという話がありましたが、加藤委員の話をお聞きして思うのですが、当たり前ですが本気を出せばかなりエネルギーがかかりますよね。プロポーザルもそうですが、少しでも早く正確な情報をいただきたいですし、遅塚会長がおっしゃったようにそれに応じて法人は人を揃えたり、初めて相

談をやる方を揃えるのであれば、今から現場の人間に相談の勉強をさせるために少しでも時間が欲しいのです。そういう意味で、できるだけ新規参入法人というのも分かりますが、そこを踏まえても準備できるようなスケジュール立てをお願いしたいと思います。

また、コーディネーター連絡会議でも色々な意見もあるんだと思うのです。先ほど拠点のところも事業所との個別面談とありましたが、体験を担うグループホームや緊急保護を担う入所施設が集まって考えられることもあると思います。個別に回られるのももちろんですが、そういう場でも情報発信や意見を言える場があるとありがたいと思うので、御検討いただきますようお願いいたします。

(事務局)

できる範囲で対応させていただきます。

(遅塚会長)

10月1日に契約が切れてしまう可能性があるなら、4月から契約受けないという判断をする法人もあるかもしれないと考えると、早めに情報出しをするのは大切だと思います。どうぞよろしくようお願いいたします。

では、次の報告をお願いします。

(事務局)

続きまして、「成年後見制度周知啓発セミナー 市民向け講座」について御報告いたします。

資料64ページをご覧ください。さいたま市では、成年後見制度を必要とする方に十分に利用されるよう様々な研修等を行っています。昨年度までは、市民の方々向けの講座については開催していませんでしたが、この度、成年後見制度について市民の皆様に関心を持っていただくきっかけとすることを目的として標記セミナーを開催いたします。

本セミナーの講師には、番町法律事務所の菊地幸夫弁護士を招いておりまして、現時点でも多くの申し込みを受け付けております。本セミナーをきっかけとして、成年後見制度について今後さらなる周知啓発を図っていきたいと考えております。

成年後見制度周知啓発セミナー 市民向け講座については以上になります。

続いて、台風19号への対応状況についてです。

資料66ページ以降が本市における台風19号関連の記者発表資料となっております。

発災後、本市においても各施設の被害状況確認を行い、複数の施設において被害が確認されました。今後は、国の災害対策関連施策を注視し、遅滞なく情報提供に努めて参りたいと考えております。

台風19号への対応状況についての報告は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございました。成年後見制度周知啓発セミナーと台風第 19 号の件でなにかありますか。

(長岡委員)

避難所の開設状況とありますが、今回福祉避難所は開設されたのですか。

(事務局)

開設されていないという確認が取れております。

(長岡委員)

一般避難所が開設するときに福祉避難所が開設するのではなく、一般避難所で福祉の支援が必要な方が出てきたら開設されるのでしょうか。流れが分からないのと、実際私も福祉避難所になっているのですが、なっていることすら分からない状況があって、今回の状況を振り返って整理をしていただければと思います。

(遅塚会長)

本日防災担当の方がいないので分からないかと思いますが、可能な範囲でお答えいただければ。制度的には福祉避難所は一般避難所の後ですよ。

(事務局)

基本的には福祉避難所は防災課と福祉総務課がメインですが、一般避難所が開設されてから、通常ですと発災後 3 日で福祉避難所は開設されることになっています。というのは、一般避難所に避難された方の中で、障害があったり御高齢の方、何かしら配慮が必要な方を 3 日を目途に被害の少ない福祉避難所を開設をしてそちらに移っていただくことになっています。

(遅塚会長)

災害関係は、顔の見えるネットワークや各事業所でも災害の話になると我が事になり盛り上がるというのもあるので、各区でも協議の場を生かして意見を出していただければと思います。災害は防災課や福祉総務課であったりということで、この件は国に繋がって市の裁量は難しいかもしれませんが、現場の意見は広く取り入れていただければ良いと思うし、災害関係は誰でも関心が高いので、それぞれの区から意見が吸い上がる仕組みがあると良いと思います。制度的に福祉避難所は 2 段階目というのは分かるけれど、障害がある方で初めから一般避難所に行くのは難しくして自宅に引きこもることは現実あるわけで、現実と制

度の齟齬があるわけで、市から国に上げていただくとか、現実にこんな風に困っているというのがないと、意見がまとめづらと思います。実際困った人の声を集約していければと思います。協議会の役割として是非ね。防災関係と成年後見制度について他にありますか。

(長岡委員)

今回市内事業所が大きな被害を受けたので、県内に広げると他のところも被害があり、未だに避難生活を続けている 75 名の施設利用者の方がいらっしゃる状況なんです。ひとつ、福祉避難所に関しては今の流れをきちんと説明を受けている施設は殆どないと思うのですが、それを誰にお伝えすれば良いのかっていうのも分からないというのが現場にあります。今回関わった中で、災害のときには誰が旗を振っているのかが分からなくなるのが非常に大きくて、一般の方は明確だと思いますが、障害がある方のスキームをどこかのタイミングで市として検討していただければありがたいなと思っています。意見としてお願いします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。災害は防災課となるけど、障害福祉の各論となるとどっちの話にすれば良いということですよ。福祉避難所であれば防災課でよろしいってことで良いですか？

(事務局)

そうです。

(遅塚会長)

社会福祉施設長をやっておられる長岡委員が御存知ではないということであれば、埼玉県、または市内が集まる機会に災害の枠組みで説明をしていただいた方がよろしいかと思えます。防災課に依頼して簡単な枠組みでも話してもらえると、災害の備えとしてよろしいかと。お願いベースでございます。

(事務局)

貴重な御意見として検討させていただきます。

(遅塚会長)

本日は色々な話が出ましたが、全体について御質問等ございますか。

くどいようですが、既存の法人には早めにスケジュールの報告をよろしくお願いします。年明けぐらいには随意契約に応じるか応じないかの決断しなくてはならず、来年度の事業計画を考えると年内には聞いていないと大変かと思えます。10月にプロポーザルと4月から随意契約をすることは連動してきますので、市の考えを既存法人に伝えるようお願いい

たします。

私からは以上です。

### 3. 閉 会

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

次の協議会は3月11日に開催する予定でございます。詳細は協議会が近づいたら御連絡いたしますが、今後も委員の方々の御協力のもと、審議を進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(遅塚会長)

それでは、以上をもちまして、「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には会の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

以上